

令和3年第11回土佐町農業委員会

1. 開催日時 令和3年12月28日 午前9時00分～午前9時20分
2. 開催場所 土佐町保健福祉センター あじさいホール
3. 出席委員 (12名)
1 和田正夫・2 和田勇・3 伊藤弘康・4 式地数一・5 秦泉寺博隆・6 仁井田亮一郎
7 伊藤正枝・8 西村美佐江・9 澤田順一・
10 川村正光・11 竹政寛・13 西村尚
4. 欠席委員 12 永野博隆・14 細川盛次(2名)
5. 職務による出席者 事務局長 秋澤雅代 書記 出島美穂
6. 議事日程

議案審議

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 第1号議案 | 農地法第3条による許可申請について |
| 第2号議案 | 非農地証明について |
| 第3号議案 | 土佐町農用地利用集積計画について |
| 第4号議案 | 農業振興地域整備計画変更にかかる農用地区域変更協議について |

その他

- | | | |
|---|---|-------------------|
| 報 | 告 | 農地法第3の3第1項の届出について |
|---|---|-------------------|

7. 会議の次第

事務局：おはようございます。只今から令和3年第11回土佐町農業委員会総会を始めます。本日、欠席の委員は永野博隆委員・細川盛次委員の2名です。土佐町農業委員会会議規則第5条により、総会の成立には過半数の委員の出席が必要です。成立要件を満たしていることを報告します。発言の際はマイクの使用をお願いします。それでは会長をお願いします。

会長：おはようございます。令和3年第11回土佐町農業委員会総会を開催します。議事録署名人の指名を行います。9番澤田順一委員、10番川村正光委員の2名を指名致しますのでよろしくお願いします。

会長：続きまして議案審議に入ります。第1号議案農地法第3条の許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局：第1号議案農地法第3条による許可申請について説明します。3条の許可については町農業委員会が許可をだす権限を持ちます。今回は1件の申請がありました。譲受人、

です。

会長：私から補足説明はありません。

会長：他に質疑等ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法3条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は許可することに決定しました。続いて議案第2号、非農地証明について、事務局の説明を求めます。

。以上

事務局：第2号議案、非農地証明について説明します。非農地証明は、耕作不適や不便などやむを得ない事情により10年以上の間耕作が放棄された土地、転用された土地は転用事実行為から20年以上経過していること、災害により農地へ復旧が困難であることが証明できる基準となっています。今回は1件の申請がありました。申請人は

以上です。

会長：竹政委員より補足説明はありませんか。

竹政委員：補足説明は、ありません。

会長：本件について質疑ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件について非農地として証明することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は非農地として証明することに決定しました。つづいて第3号議案農用地利用集積計画について説明を求めます。

事務局：第3号議案農用地利用集積計画について、説明します。町長より計画が適当であるか農業委員会に諮問されています。今回は1件の諮問がありました。この農用地利用集積計画については、利用権設定と呼ばれ、農業基盤強化法に基づきます。町長が計画を告示することにより効力が発生します。議案内容について説明します。利用権の設定を受ける者、借受人は

以上です。

会長：他に質問はありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、質疑を終わります。この土佐町農用地利用集積計画について賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により本計画について異議なしと回答することに決定しました。続いて第4号議案、農業振興地整備計画変更にかかる農用地区域変更協議について、事務局の説明を求めます。

事務局：第4号議案、農業振興地整備計画変更にかかる農用地区域変更協議について説明します。農業振興地域整備計画は町の農業振興施策の方針や農業振興地域の農用地区域内農地、いわゆる農振農用地を指定している計画です。土佐町の農業振興地域は山林部分を除いた農地がある所は大半が農業振興地域で、その中で1筆ずつ農振農用地を指定しています。農振農用地は農地として守るための位置づけですが、今回は個別の除外申請1件の除外を行いたいため、町長より農業委員会に適当であるか協議されています。

事務局：申請人は

。以上です。

会長：この件について他に質問はありませんか。

委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件の除外について異議の無い方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は異議なしと回答することに決定しました。以上で議案審議を終わります。続いて、事務局から報告をお願いします。

事務局：農地法第3条の3第1項の規定による届出については、相続等により農地の権利を取得した場合、農業委員会に届け出が必要となっています。農業委員会は届け出のあった日から40日以内に受理または不受理の通知を届出者に出します。総会で報告後、受理通知をするほか、事前に通知し、直近の総会で事後報告することもできます。

今回1件の届出があり、本件はその報告です。権利を取得した者、

以上この件については報告のみです。

会長：この件について、質問はありませんか。なければ、その他について事務局よりお願いします。

事務局：次期農業委員会委員は応募〆切の11月30日までに、14名の推薦がありました。認定農業者4名、農業経営の無いもの3名、青年1名、女性2名を含みます。農地利用最適化推進委員さんに関しては、農業委員会で委嘱しますが、4名が推薦されており、すべて現職の方です。以上です。

会長：この件についてご質問等ございませんか。ないようでしたら、事務局から続けてお願いします。

事務局：お手元に1月18日に開催される全体研修についてのお知らせを配布しております。年が明けましたら、再度ご案内を郵送しますので、出欠の連絡をお願いします。なお、今回は各市町村と会場をインターネットでつないで開催する会ですので、会場は土佐町役場2階の会議室となります。予定をしておいてください。

事務局：つづいて、農業委員会の法令遵守の申合せ決議について、ご説明します。2年前より毎年12月の総会で、農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせについて、決議していただいております。年に一度は総会において決議をし、綱紀粛正の姿勢を強く打ち出すことが求められています。前回の決議から1年が経ちましたので、再度決議をお願いします。内容については、読み上げて提案します。なお、内容は前回と変更はありません。農業委員会の法令遵守の申合せ決議、私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申合せ、決議する。

① 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の疑義参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

② 農業委員。農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令順守を徹底するための研修を実施すること。令和3年12月28日 土佐町農業委員会

以上です。内容について補足説明します。農業委員会等に関する法律、以下農業委員会法と言います。第31条の疑義参与の制限とは、自分や、同居の親族もしくはその配偶者が関係する事項については、その疑義に参与することができません。該当する案件の時には、該当案件のみ退席していただくようになりますので、速やかに退席をお願いします。また、農業委員会法第33条により、作成した議事録をインターネットなどの適正な方法により公表しなければならないと定められています。これらは事務局で作業します。

会長：ほかに質疑はありませんか。

会長：ないようですので、原案のとおり農業委員会の法令遵守の申合せ決議を行うことに賛成のかた

の挙手を求めます。

会長：全員挙手により原案のとおり採択します。お手元の配布資料の【案】の文字を抹消しておいてください。連絡事項について事務局よりお願いします

次回の農業委員会についてお知らせします。今回は1月28日、金曜日、9時から開催します。

開催の際には開催通知を郵送します。

事務連絡は以上です。

会長：他にご意見ありませんか。それでは以上で第11回農業委員会総会を閉会します。皆様一年間お疲れさまでした。今年も残り少なくなりました。よいお年をお迎えください。

土佐町農業委員会

会長 和田正夫

議事録署名委員

川村正光

議事録署名委員

沢田順一